

Take the lead



名古屋市役所  
環境行動計画

2020



NAGOYA ECO-ACTION PLAN

平成23年3月

## はじめに

平成 22 年 10 月、本市で「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」が開催され、時期を合わせて 249 の自治体・国際機関の参加を得て、「生物多様性国際自治体会議」を開催しました。

この自治体会議において、大きな環境負荷をかけている自治体自らが生物多様性の減少を食い止めるために積極的に行動を起こすことを盛り込んだ「愛知・名古屋宣言」が採択されました。

わたしは、生物多様性をはじめとする環境にやさしい持続可能ななごやの姿としては、次のようなものではないかと考えています。

なごやの森を緑の回廊でつなぎ、小川や地域河川を復活させて水の回廊でつなぎ、自然の風を通すための工夫による、冷暖房のいらぬまち

なごやに土・水・緑・風が復活して、あらゆる生命が輝くようなできる限り自然の力を生かしたまち

こうしたまちの形成を進めるためには、まず、わたしたち職員一人ひとりが具体的に行動することが大切です。

そして、市役所の取組みが、市民の皆さんにも波及して、なごやの風土を生かした環境首都の実現につながることを願っています。

名古屋市長 河村 たかし



土  
水  
緑  
風

## 目次

|                      |     |
|----------------------|-----|
| <b>1 計画策定の背景と趣旨</b>  | P 1 |
| <b>2 基本的な考え方</b>     | P 3 |
| (1) 基本方針             |     |
| (2) 総合目標             |     |
| (3) 計画期間             |     |
| (4) 対象範囲             |     |
| (5) 計画推進の仕組み         |     |
| (6) その他              |     |
| <b>3 主な取組事項</b>      | P 5 |
| (1) 健康安全都市をめざします     |     |
| (2) 循環型都市をめざします      |     |
| (3) 自然共生都市をめざします     |     |
| (4) 低炭素都市をめざします      |     |
| <b>4 行動目標</b>        | P13 |
| (1) 健康安全都市をめざします     |     |
| (2) 循環型都市をめざします      |     |
| (3) 自然共生都市をめざします     |     |
| (4) 低炭素都市をめざします      |     |
| <b>5 計画の推進と点検・評価</b> | P15 |
| (1) 計画の推進            |     |
| (2) 職員等に対する意識啓発      |     |
| (3) 実施状況の公表          |     |
| (4) 計画の見直し           |     |
| <b>6 参考資料</b>        | P17 |

## 1 計画策定の背景と趣旨

本市は、平成8年に「名古屋市環境基本条例」を制定しました。平成11年には『名古屋市環境基本計画』（平成18年改定）を策定し、環境施策を市民・事業者・行政の三者の具体的な行動により、総合的に推進してきました。そして現在、『第3次名古屋市環境基本計画』（以下、「環境基本計画」という。）を策定中です。

環境基本計画を推進していくためには、本市自らが率先して一事業者・消費者として環境に配慮した行動を実践し、環境への負荷の低減や環境保全・再生を図ることが重要です。こうした取組みによって、市民・事業者の自主的、積極的な行動への波及効果が期待できます。本市ではこれまでも『名古屋市庁内環境保全率先行動計画』（平成9年策定、平成14年、平成19年改定）において、自らの行動計画を定め、取り組んできました。

一方、平成21年には、『水の環復活2050なごや戦略』、『低炭素都市2050なごや戦略』、そして平成22年には、『生物多様性2050なごや戦略』という3つの長期戦略を策定し、市民の皆様と共有すべき将来の「持続可能な社会」を明らかにしています。

現行の『第3次名古屋市庁内環境保全率先行動計画』は平成22年度で計画期間が終了することから、3つの長期戦略で描かれるなごやの将来像を踏まえ、環境基本計画を推進していくうえで、**本市が市民・事業者に率先して取り組むべき行動計画として『名古屋市役所環境行動計画2020』を策定することとしました。**

本計画による取組みを推進し、目標を達成するためには、その結果の「見える化」などPDCAサイクルを効果的に回す仕組みも必要となります。そこで、本計画の策定に合わせ、各職場での取組みや進捗状況を管理する仕組みとして、新たに『**なごや環境マネジメントシステム（N-EMS）**』を構築しました。

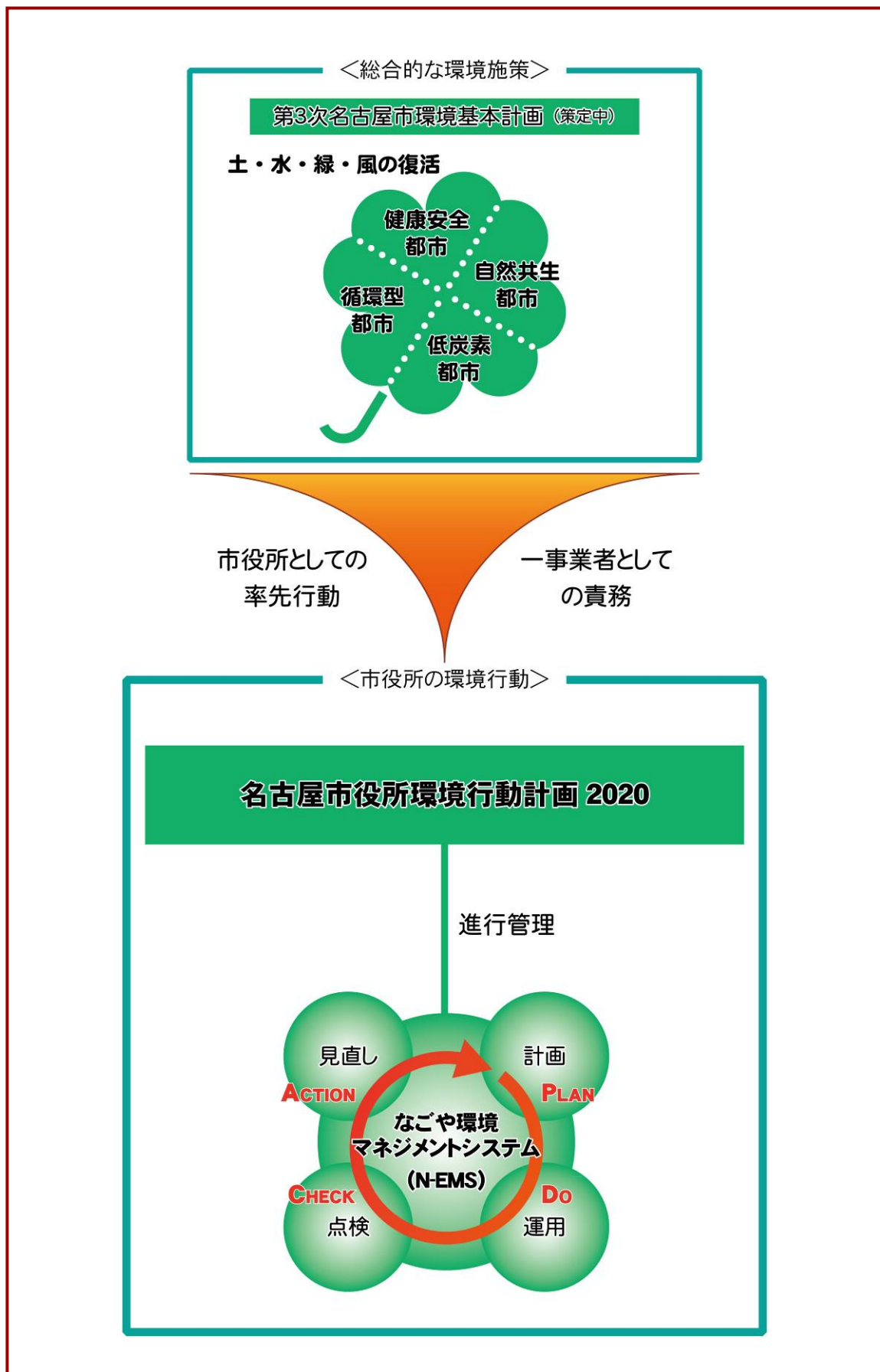


図1 『名古屋市役所環境行動計画2020』と『なごや環境マネジメントシステム(N-EMS)』の位置づけ

## 2 基本的な考え方

### (1) 基本方針

土・水・緑・風が復活し、あらゆる生命が輝く、風土を生かした環境首都をめざします。その実現のために、次の4つの環境都市像の方向性に沿った形で事業者としての取り組みを推進します。

#### 【健康安全都市】

大気と水環境などが良好な状態にあり、健康で安全、かつ快適な生活環境が保全されているまちをめざします。

#### 【循環型都市】

廃棄物などの発生抑制や適正処理、資源の効率的な循環利用が促進され、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が最小限に抑えられているまちをめざします。

#### 【自然共生都市】

生態系ネットワークが広がって、健全な水循環が回復し、豊かな水と緑・多様な生きものが身近に感じられるまちをめざします。

#### 【低炭素都市】

化石燃料から再生可能エネルギーへ転換が進むとともに、駅周辺に都市機能を集積した、少ないエネルギー消費で快適な生活ができるまちをめざします。

### (2) 総合目標

上記の基本方針を踏まえ、以下の目標を設定します。

環境首都の実現にむけ、市民・事業者にも率先して環境に配慮し、持続可能な事務・事業活動を実践する“eco市役所”をめざします。

### (3) 計画期間

平成23年度から平成32年度までの10年間を計画期間とします。  
(必要に応じて5年をめぐりに見直しを行うものとします。)

### (4) 対象範囲

本計画は、原則本市が直接実施している事務・事業を対象とします。  
なお、取組事項については、本市が一事業者として取り組むものを対象とし、本市が行う市民、事業者への誘導、規制等の働きかけは含みません。

### (5) 計画推進の仕組み

本計画の策定に合わせ、複数あったマネジメントシステムの一本化を図り、新たに『なごや環境マネジメントシステム(N-EMS)』を構築します。

### (6) その他

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画のうち市の事務・事業に係る計画内容を含むものとします。



### 3 主な取組事項

健康安全都市、循環型都市、自然共生都市、低炭素都市という4つの方向性から、「持続可能な都市」をめざした率先行動として、以下の取組みを進めます。

#### (1) 健康安全都市をめざします

##### ① 公用車の利用等に関する取組み

- 公用車の更新等にあたっては、『公用車への低公害・低燃費車の導入方針』に基づき、低公害・低燃費車を導入するとともに、次世代自動車<sup>※1</sup>についても導入を推進します。

※1 本計画では低公害・低燃費車のうち、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、ポスト新長期規制適合ディーゼル車をさします。

- 市役所内におけるエコドライブマイスター<sup>※2</sup>の認定取得およびエコドライブの実践を推進します。

※2 事業所内で積極的なエコドライブの取組みを促進するため、エコドライブの旗振り役となる人材を名古屋市が認定する制度

- 公共交通機関や自転車の積極的利用、不要不急の自動車の利用を控えるなど、自動車の適正使用を推進します。
- 毎月8日の「環境保全の日」は、事務連絡等に使用する公用車は、原則として使用しません。
- タイヤ空気圧の調整等の定期的な車両の整備を行います。
- カーシェアリング等、新たな公用車の利用形態の導入を検討します。

##### ② 大気・水環境の保全に関する取組み

- 自ら設置するばい煙発生施設等から生じる大気汚染物質の排出量を把握し、適切に管理を行い、排出量を削減します。
- 自ら設置する特定施設等からの水質汚濁物質の排出量を把握し、適切に管理を行い、排出量を削減します。
- 市の施設等に使用されている石綿(アスベスト)の状況を把握し、点検・管理を行い、撤去する際は適切に除去します。



### ③ 市バス事業に関する取組み

- 車両の買い替えにあたっては、アイドリング・ストップ機能が付いたポスト新長期規制適合ディーゼル車を導入します。
- デジタルタコグラフ付きドライブレコーダーの活用や研修の実施により、エコドライブを推進し、燃料消費量を削減します。

### ④ 下水道事業における水質の改善に関する取組み

- 伊勢湾や市内河川のさらなる水質向上のため、水処理センターにおいて、従来の下水処理より窒素・りんを多く除去できる高度処理の導入を進めます。
- 合流式下水道は、雨量が一定量を超えると汚れを含む雨水が川へ放流されるため、雨水滞水池の建設をはじめとする合流式下水道の改善を進め、放流汚濁負荷の低減を図ります。

### ⑤ ごみ処理事業に関する取組み

- ごみ収集車の更新にあたっては、ハイブリッド車、天然ガス車など、次世代自動車を導入します。

## (2) 循環型都市をめざします

### ① 発生抑制・資源化に関する取組み

- 印刷物の印刷部数および配布部数、コピー用紙の利用の適正化を図るとともに、庁内LANや電子メール等の活用により、紙媒体の通知文書や回覧文書等を削減し、用紙類を削減します。
- 庁舎からのごみの発生抑制に努めるとともに、種類ごとに分別し、資源化を推進します。
- 庁舎から発生する新聞、雑誌、段ボール、事務用紙類は、すべて内容別に分類して、資源化を徹底します。
- 庁舎から発生する可燃ごみと生ごみを分別し、生ごみの資源化を図ります。
- 名古屋市グリーン購入ガイドラインで定める指定品目については、基準に適合するグリーン商品を購入します。
- 公共工事における資材等の使用にあたっては、名古屋市グリーン購入ガイドラインで定める品目の積極的な使用に努め、実績を把握します。
- 『建設副産物対策の手引き』(名古屋市建設副産物対策協議会)により、公共工事の計画、設計・積算・発注、施工の各段階において、建設副産物(アスファルト塊、コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材、建設発生土)の再資源化を推進します。
- 『ゼロエミッションイベント実施要綱』および『ゼロエミッションイベント開催の手引き』に基づき、本市の主催するイベントや、その実施に市が主体的にかかわるイベントについて、ごみの発生抑制など環境への配慮を実施します。

### ② ごみ処理事業に関する取組み

ごみ処理事業全体については、『第4次一般廃棄物処理基本計画』(平成20年5月策定)に基づき、「発生抑制」「分別徹底」「循環処理」の優先順位を踏まえて、市民・事業者と協働して取組みを推進します。

そのうち、本計画における率先行動として、次の取組みを行います。

- ごみ処理施設の設備更新時期に合わせ、新技術導入による埋立量削減を進めます。
- 溶融スラグ<sup>※1</sup>、溶融メタル<sup>※2</sup>を有効利用し、埋立量削減を進めます。

※1 溶融スラグ……焼却灰やばいじんを溶融後に水に入れ冷え固まったもの

※2 溶融メタル……焼却灰中の金属を溶融後に水に入れ冷え固まったもの

### (3) 自然共生都市をめざします

#### ① 生物多様性の保全および緑化の推進に関する取組み

- 公共施設の緑化面積を確保します。
- 緑化・植栽を行う際は、生物多様性に配慮した種の選定を推進します。
- 旬産旬消、地産地消商品を利用します。
- 森林認証・間伐材パルプ配合紙等、生物多様性に配慮した商品の購入を推進します。
- 建築物の屋上・壁面や駐車場の緑化による公共施設の緑化を推進します。
- バイオラング等の先端緑化技術の導入について検討します。
- 水の回廊・緑の回廊や風の道の形成などに資する公共施設の整備について検討します。
- 公共施設の整備にあたっては、周辺の自然環境や歴史性など地域の特性に配慮して行います。

#### ② 水循環の回復と水資源の有効利用に関する取組み

- 透水性舗装、浸透マス、貯留タンク等の設置により、公共施設の雨水流出抑制等水循環の回復を図ります。
- 建築物の規模・用途に応じて、貯留タンク等の雨水利用設備を導入し、トイレの洗浄水や散水への使用等雨水利用を推進します。
- 浅層地下水などを活用した水質浄化について検討します。
- 節水型の機器の導入を推進するとともに、職員一人ひとりが水を大切に使うよう心がけ、無駄な水の使用をなくします。

**(4) 低炭素都市をめざします**

① 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

平成32年度までに、温室効果ガス<sup>※1</sup>の総排出量を平成21年度を基準として、以下のように削減します。この数値目標の対象範囲については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下、「省エネ法」という。)に基づき、指定管理施設等を含みます。

※1 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6種類

| A + B | 対象となる事務・事業全体 | 一般事務事業 | 市バス・地下鉄事業 | 上下水道事業 | ごみ処理事業 |
|-------|--------------|--------|-----------|--------|--------|
|       | 削減目標         | 17%減   | 17%減      | 19%減   | 20%減   |

<内訳>

**A 本市の努力による温室効果ガス排出量の削減割合**

| 本市の努力による削減割合 | 対象となる事務・事業全体 | 一般事務事業 | 市バス・地下鉄事業 | 上下水道事業 | ごみ処理事業 |
|--------------|--------------|--------|-----------|--------|--------|
|              |              | 11%減   | 10%減      | 10%減   | 12%減   |

**B 電力事業者が温室効果ガスの排出係数を下げることによる削減割合**

| 電気事業者の努力による削減割合 | 対象となる事務・事業全体 | 一般事務事業 | 市バス・地下鉄事業 | 上下水道事業 | ごみ処理事業 |
|-----------------|--------------|--------|-----------|--------|--------|
|                 |              | 6%減    | 7%減       | 9%減    | 8%減    |

この目標を達成するため、電気の使用量など温室効果ガスの排出に直接つながる項目については、各局室区において目標を設定するとともに、施設(課)ごとに施設の特性に合わせ個別の目標を設定し、取り組んでいくこととしております。

## ② ハード面における省エネに関する取組み

- 太陽光発電など、新エネルギー設備を導入します。
- エネルギーを消費する設備の設置にあたっては、エネルギー効率が優れ、かつ、効率的な使用が可能となる設備を導入します。(コージェネレーション、LED照明等)
- 建築物の省エネ性能の見える化を図ります。(CASBEE・環境性能表示制度<sup>※1</sup>など)
- ESCO事業<sup>※2</sup>等、新たな省エネ設備改修の手法を検討します。
- 新築建築物の ZEB<sup>※3</sup>化など建築物の新たな省エネ技術の導入を検討します。
- 駅そば生活圏<sup>※4</sup>の形成に資する公共施設の整備について検討します。

※1 建物の環境性能表示……建物の環境性能を評価して環境負荷の低減を促すことを目的として設けられた表示制度。建築物環境配慮制度「CASBEE(キャスビー)」による評価結果もその一つ

※2 ESCO事業……省エネルギーに関する技術、設備、人材、資金等の包括的なサービスを提供し、その顧客の省エネルギーのメリットの一部を報酬として享受する事業

※3 ZEB化……省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの活用等により、年間での一次エネルギー消費量が正味(ネット)でゼロ又は概ねゼロとなる建築物のことを ZEB(ネット・ゼロエネルギー・ビル)という

※4 駅そば生活圏……駅を中心として歩いて暮らせる生活圏

## ③ 行動面における省エネに関する取組み

- 電力のグリーン調達など、環境配慮契約を推進します。
- 執務室のレイアウトを工夫するなど空調等の効率化を図るとともに、扉やブラインド等の利用を適切に行い、冷暖房温度設定の適正化を図ります。
- エコスタイル運動の推進、定時退庁の一層の徹底を図ります。
- 昼休みの消灯、OA機器のスイッチオフなどにより、電力使用量を削減します。
- 庁内のエレベーターの運転時間を業務上必要最小限の範囲内とし、それ以外は休止します。

#### ④ 公用車の利用等に関する取組み【再掲】

- 公用車の更新等にあたっては、『公用車への低公害・低燃費車の導入方針』に基づき、低公害・低燃費車を導入し、次世代自動車についても導入を推進します。
- 市役所内におけるエコドライブマイスターの認定取得およびエコドライブの実践を推進します。
- 公共交通機関や自転車の積極的利用、不要不急の自動車の利用を控えるなど、自動車の適正使用を推進します。
- 毎月8日の「環境保全の日」は、事務連絡等に使用する公用車は、原則として使用しません。
- タイヤ空気圧の調整等の定期的な車両の整備を行います。
- カーシェアリング等、新たな公用車の利用形態の導入を検討します。

#### ⑤ 市バス・地下鉄事業に関する取組み

##### ア 市バス事業に関する取組み【再掲】

- 車両の買い替えにあたっては、アイドリング・ストップ機能が付いたポスト新長期規制適合ディーゼル車を導入します。
- デジタルタコグラフ付きドライブレコーダーの活用や研修の実施により、エコドライブを推進し、燃料消費量を削減します。

##### イ 地下鉄事業に関する取組み

- 車両の購入にあたっては省エネ型の車両を購入します。
- 照明機器、空調設備および昇降機の更新の際には、省エネ型機器の導入を進めます。

## ⑥ 上下水道事業に関する取組み

### ア 水道事業に関する取組み

- ポンプを使用しない自然流下方式による導水、配水割合を拡大し、電気使用量の削減を図ります。
- 送水ポンプや変圧器等の設備更新の際に、省エネ型機器の導入を計画的に実施します。
- 浄水場等へ新たに太陽光発電設備の導入を図ります。

### イ 下水道事業に関する取組み

- 下水汚泥の高温焼却を実施し、二酸化炭素の310倍の温室効果を持つ一酸化二窒素の発生を抑制します。
- 送風機や散気装置等の設備更新の際に、省エネ型機器の導入を計画的に実施します。
- 汚泥焼却で使用する燃料に都市ガスを採用することにより温室効果ガス排出量の削減を図ります。
- 下水処理水を熱エネルギー源として有効活用します。

## ⑦ ごみ処理事業に関する取組み

- ごみ収集車の更新にあたっては、ハイブリッド車、天然ガス車など、次世代自動車を導入します。【再掲】
- ごみ処理施設の設備更新時期に合わせ、エネルギー効率の高い発電設備を導入します。



## 4 行動目標

### (1) 健康安全都市をめざします

| 項目                |        | 平成21年度実績   | 平成32年度目標  |
|-------------------|--------|------------|-----------|
| 次世代自動車の導入割合       |        | 9%         | 20%       |
| エコドライブマイスター認定取得者数 |        | 135人       | 1,000人    |
| 大気汚染の管理           | NOx排出量 | 169t*      | } できる限り削減 |
| 水質汚濁の管理           | COD    | 10,509kg/日 |           |
|                   | 窒素     | 12,993kg/日 |           |
|                   | リン     | 705kg/日    |           |

※ 平成20年度実績

### (2) 循環型都市をめざします

| 項目                   |         | 平成21年度実績 | 平成32年度目標  |
|----------------------|---------|----------|-----------|
| 用紙類使用量の削減            |         | 1,647t   | 5%削減      |
| 古紙の資源化率              |         | 96.5%    | } できる限り増加 |
| 厨房を有する施設等における生ごみ資源化率 |         | 86.0%    |           |
| 建設副産物の資源化率           | アスファルト塊 | 99.9%    |           |
|                      | コンクリート塊 | 99.6%    |           |
|                      | 建設汚泥    | 99.7%    |           |
|                      | 建設発生木材  | 95.2%    |           |
|                      | 建設発生土   | 79.5%    |           |
| 非グリーン購入件数            |         | 630件     | できる限り削減   |

### (3) 自然共生都市をめざします

| 項目      | 平成21年度実績                   | 平成32年度目標    |
|---------|----------------------------|-------------|
| 緑化の推進   | 17箇所 2.0ha                 | 緑化面積の確保     |
| 雨水流出の抑制 | 116件 7,624.5m <sup>3</sup> | 雨水の貯留浸透量の確保 |

### (4) 低炭素都市をめざします

| 項目         |           | 平成21年度実績 | 平成32年度目標 |
|------------|-----------|----------|----------|
| 温室効果ガスの削減  | 全体        | 68.3万t   | 17%削減    |
|            | 一般事務事業    | 16.0万t   | 17%削減    |
|            | 市バス・地下鉄事業 | 14.9万t   | 19%削減    |
|            | 上下水道事業    | 16.8万t   | 20%削減    |
|            | ごみ処理事業    | 20.6万t   | 14%削減    |
| 太陽光発電設備の導入 |           | 717kw    | 10,000kw |

## ＜用語の解説＞

- 次世代自動車・・・本計画では低公害・低燃費車のうち、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車、ポスト新長期規制適合ディーゼル車
- エコドライブマイスター・・・事業所内で積極的なエコドライブの取組みを促進するため、エコドライブの旗振り役となる人材を名古屋市が認定する制度
- 大気汚染の管理・・・法令に基づき総量規制基準が定められている工場・事業場から1年間に排出される窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)の量
- 水質汚濁の管理・・・法令に基づき総量規制基準が定められている工場・事業場から1日に排出されるCOD(化学的酸素要求量)、窒素、リンの量
  
- 古紙・・・不用となった事務用紙、公文書、新聞・雑誌・ダンボールなど
  
- 非グリーン購入件数・・・名古屋市グリーン購入ガイドラインで定める指定品目について、基準に適合しない商品を購入した件数。平成21年度実績は、購入した指定品目の2%
  
- 緑化の推進・・・「緑化地域制度」および「緑のまちづくり条例」に基づく、建築敷地の緑化面積の確保。市の建築物については、民間建築物の基準に5%上乗せした数値(「6 参考資料 資料4(P19)」参照)
- 雨水流出の抑制・・・『名古屋市雨水流出抑制実施要綱』に基づき、敷地面積100m<sup>2</sup>あたり4m<sup>3</sup> 雨水の貯留浸透量の確保(「6 参考資料 資料5(P19)」参照)
  
- 温室効果ガス・・・本計画では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF<sub>6</sub>)の6種類が対象

## 5 計画の推進と点検・評価

### (1) 計画の推進

#### ① 推進のための仕組み

『なごや環境マネジメントシステム(以下、「N-EMS」)』により本計画の推進を図ります。なお、N-EMS においては各施設におけるエネルギー消費実態の見える化や管理標準※の設定・運用なども行います。

※ 管理標準……………各施設において省エネ法に基づき作成する設備ごとのエネルギー使用合理化のための管理マニュアル

#### ② 目標の設定

本計画における目標を達成するため、N-EMSにより各局室区において目標を設定するとともに、施設(課)ごとに施設の特性に合わせ個別の目標を設定し、取り組んでいくこととしています。

#### ③ 点検・評価

- 施設(課)ごとに取組状況を定期的に把握し、目標と取組内容・運用状況について点検・評価し、目標達成に向けた是正措置や目標の見直しを行います。
- 各局室区および事業部門ごとに取組状況を定期的に把握し、目標と取組内容・運用状況について点検・評価し、目標達成に向けた是正措置や目標の見直しを行います。
- 本市全体での取組状況を定期的に把握し、目標と取組内容・運用状況について点検・評価する内部監査を実施し、目標達成に向けた是正措置や目標の見直しを行います。

### (2) 職員等に対する意識啓発

- 職員に対して計画的に研修等を進めます。

- 環境に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加を図ります。
- 指定管理者を含む事業者等に対して本計画の目的を適切に伝え、取組みへの協力を呼びかけます。
- 職員行動基準を定め、周知徹底します。

### **(3) 実施状況の公表**

- 本計画の実施状況については、環境首都づくり推進会議に報告し、審議します。
- 環境首都づくり推進会議への報告結果を取りまとめ、環境白書、ホームページで実施状況を公表します。

### **(4) 計画の見直し**

本計画の計画期間は10年間としていますが、本計画の進行状況と社会経済状況などから判断し、必要に応じて見直しを行うものとします。

6 参考資料

資料1 これまでの取組み-『第3次庁内環境保全率先行動計画』の概要と実績

| 『第3次庁内環境保全率先行動計画』の概要と実績 |                                                                                |
|-------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 計画期間                    | 平成19年度から平成22年度                                                                 |
| 目 標                     | 温室効果ガス排出量を平成12年度比 16%削減                                                        |
| 対象事業                    | 原則、市直営の事務・事業                                                                   |
| 実 績                     | 平成12年度実績 77.7万t-CO <sub>2</sub><br>平成21年度実績 64.9万t-CO <sub>2</sub> (△ 16.4%削減) |

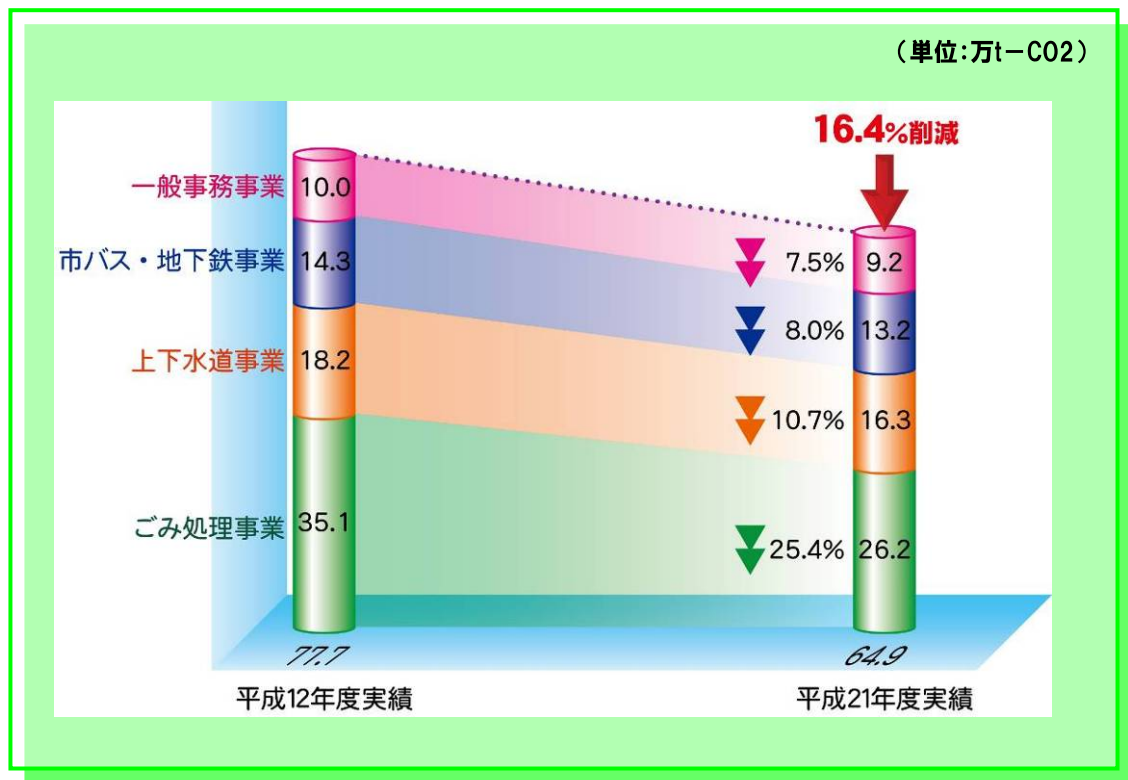


図2 庁内環境保全率先行動計画による削減努力

資料2 第4次一般廃棄物処理基本計画の概要

第4次一般廃棄物処理基本計画  
 基本方針…「ごみも資源も、減らす、生かす」  
 まず、1.発生抑制 ごみも資源も、元から減らす  
 次に、2.分別徹底 ごみも資源も、分けて生かす  
 そして、3.循環処理 ごみも資源も、素材に応じて生かす

挑戦目標…平成32年度(2020年度)の目標

|       | 平成18年度(実績) | 平成32年度(目標) |
|-------|------------|------------|
| 総排出量  | 108万トン     | 104万トン     |
| 資源分別量 | 38万トン      | 50万トン      |
| ごみ処理量 | 70万トン      | 54万トン      |
| 埋立量   | 10万トン      | 2万トン       |

資料3 本計画における目標と長期戦略における目標

| 本計画の目標<br>(対象は市の事務事業) | 長期戦略(対象は市域全体)      |                                                                         |                   |                                                  |                  |
|-----------------------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------|-------------------|--------------------------------------------------|------------------|
|                       | 戦略名                | 目標                                                                      |                   | 指標                                               |                  |
| 緑化の推進                 | 生物多様性<br>なごや戦略2050 | 緑被率                                                                     |                   | —                                                |                  |
|                       |                    | 平成17年<br>(2005年)                                                        | 平成62年<br>(2050年)  |                                                  |                  |
|                       |                    | 24.8%                                                                   | 40%               |                                                  |                  |
| 雨水流出抑制                | 水の環復活<br>なごや戦略2050 | 水収支                                                                     |                   | 緑被率<br>宅地の保水性舗装等<br>透水性舗装<br>浸透ますの設置<br>雨水タンクの設置 |                  |
|                       |                    |                                                                         | 平成13年<br>(2001年)  |                                                  | 平成62年<br>(2050年) |
|                       |                    | 直接流出                                                                    | 61.5%             |                                                  | 35.6%            |
|                       |                    | 蒸発散                                                                     | 24.0%             |                                                  | 31.0%            |
|                       | 浸透・貯留              | 14.5%                                                                   | 33.4%             |                                                  |                  |
| 温室効果ガス<br>排出量の削減      | 低炭素都市<br>なごや戦略2050 | 温室効果ガス排出量<br>平成2年→平成32年<br>(1990年→2020年)<br>平成2年→平成62年<br>(1990年→2050年) | 25%削減<br><br>8割削減 | 緑被率<br>水収支<br>エネルギー消費量<br>非化石燃料消費量               |                  |

## 資料4 『緑化地域制度』と『緑のまちづくり条例』

緑化地域制度(平成20年10月31日施行)

「都市緑地法」に基づき、一定規模以上の敷地を有する建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付ける制度

## ●対象となる敷地面積

300㎡(建ぺい率の最高限度が60%を超える区域では、500㎡以上)

## ●必要な緑化面積

建ぺい率の最高限度50%以下の区域 …敷地面積の20%以上

建ぺい率の最高限度50%超60%以下の区域 …敷地面積の15%以上

建ぺい率の最高限度60%超80%以下の区域 …敷地面積の10%以上

緑のまちづくり条例

第24条 市は、市が設置し、又は管理する道路、河川、公園、庁舎等の公共用又は公用の施設の緑化に努めるものとする。

2 (中略)市が設置する建築物の緑化率の最低限度は、都市計画において定められた建築物の緑化率の最低限度(中略)の数値に規則で定める数値を加えたものとする。

緑のまちづくり条例施行細則

第20条の6 条例第24条第2項の規則で定める数値は、10分の0.5とする。

## 資料5 『名古屋市雨水流出抑制実施要綱』と『名古屋市雨水流出抑制実施細目』

名古屋市雨水流出抑制実施要綱

第3 本市施設については、当該施設の敷地内に貯留施設又は浸透施設を設けることにより雨水流出抑制を行うものとする。

2 貯留施設及び浸透施設を設置するにあたっての技術上の基準は別に定める。

名古屋市雨水流出抑制実施細目

## 第4

2 (中略)敷地面積100平方メートル当り4立方メートルの基準を下回る場合は、当該基準を満たすよう対策を講じるものとする。



資料6 温室効果ガス排出量算定における考え方

| 項目                            | 第3次庁内環境保全<br>率先行動計画                                                                                                                                                                                                               | 名古屋市役所<br>環境行動計画2020                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 計画期間                          | 平成19年度～平成22年度                                                                                                                                                                                                                     | 平成23年度～平成32年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 基準年度                          | 平成12年度                                                                                                                                                                                                                            | 平成21年度                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 対象となる<br>事務・事業                | 原則として、本市が直接実施して<br>いる事務・事業                                                                                                                                                                                                        | 原則として、本市が直接実施して<br>いる事務・事業。ただし省エネ法<br>に基づき、指定管理施設等も含<br>みます。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 排出係数                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>本市の削減努力を反映するため、平成11年度(『温室効果ガス排出量算定に関する検討結果総括報告書：環境庁』)の係数で固定</li> </ul>                                                                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>市域における温室効果ガス排出量の算定方法にあわせ、係数は当該年度※のものを使用(削減努力分については別途算定する)</li> <li>※平成21年度の電力の排出係数については、『電気事業者別のCO2排出係数(2008年度実績)(平成21年12月28日公表)』(経済産業省・環境省)の係数を使用しています。(例：中部電力(株) 0.000424t-CO<sub>2</sub>/kwh)</li> <li>平成32年度の電力の排出係数については、中部電力(株)の2010年度供給計画に基づく試算値(0.00037t-CO<sub>2</sub>/kwh)を使用して算定しています。</li> </ul> |
| その他<br>(温室効果<br>ガスの算定<br>方法等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>『温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン』(平成11年7月)に基づき、廃棄物を直接埋立てた場合は、その廃棄物の種類により一定期間メタンが発生するものとして温室効果ガス排出量を算出しています。</li> <li>非化石燃料由来のエネルギー(廃棄物発電、太陽光発電等)による売電実績については、本市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量との相殺はしません。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみ処理事業において、過去の埋立分から発生するメタンについては、『温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル』(環境省、平成22年9月)にもとづき、埋立時に全量発生する算定方式としました。</li> <li>非化石燃料由来のエネルギー(廃棄物発電、太陽光発電等)による売電実績については、本市の事業活動に伴う温室効果ガス排出量との相殺はしません。</li> </ul>                                                                                                                       |

資料7 温室効果ガス排出量の削減目標

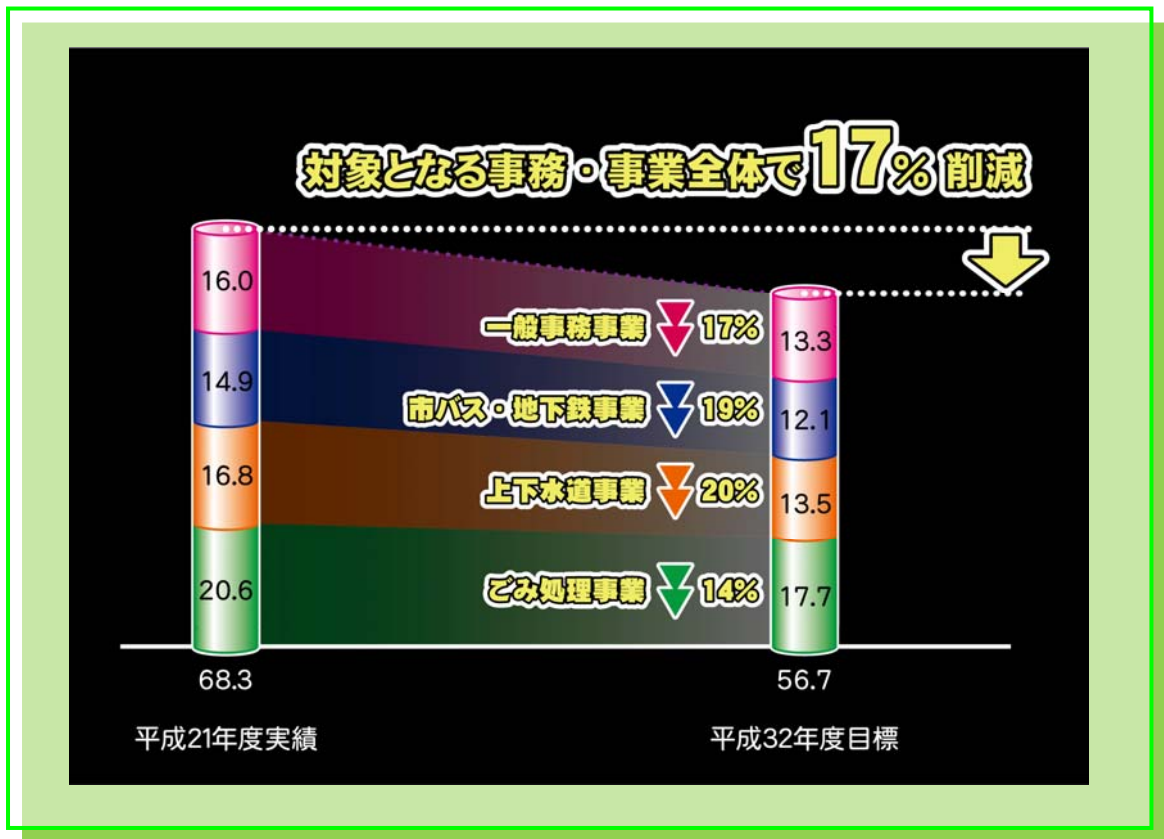


図3 温室効果ガス排出量の削減目標

※ 平成21年度の実績について、17頁に示した数値と異なるのは、前頁に示すように『第3次庁内環境保全率先行動計画』と『名古屋市役所環境行動計画2020』では、温室効果ガスの総排出量の算定方法および対象範囲が異なるためです。

資料8 温室効果ガス排出量削減の考え方

- ・全事業において、省エネ法に基づき年1%のエネルギー消費原単位削減に向けた**設備更新**と**省エネ行動**などにより温室効果ガス排出量を削減します。
- ・市バス・地下鉄事業において、**低公害バス**や**省エネルギー型車両の導入**などにより温室効果ガス排出量を削減します。
- ・上下水道事業において、下水の高度処理や合流改善、浸水対策に伴い電気使用量などが増加する一方、**下水汚泥の高温焼却**、**燃料転換**や水道事業のエコ運用などにより温室効果ガス排出量を削減します。
- ・ごみ処理事業において、『第4次一般廃棄物処理基本計画』に基づく**ごみ処理量の削減**などにより温室効果ガス排出量を削減します。

資料9 平成21年度の温室効果ガスの排出状況

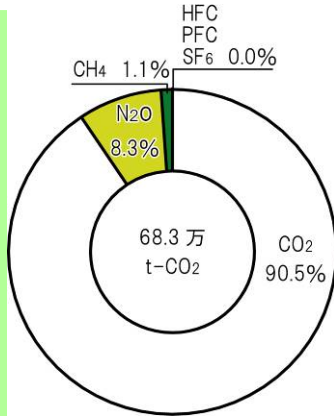


図4 種類別温室効果ガス排出割合

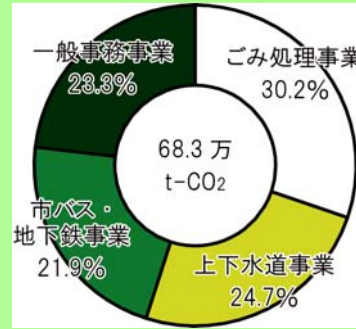


図5 事務事業別温室効果ガス排出割合

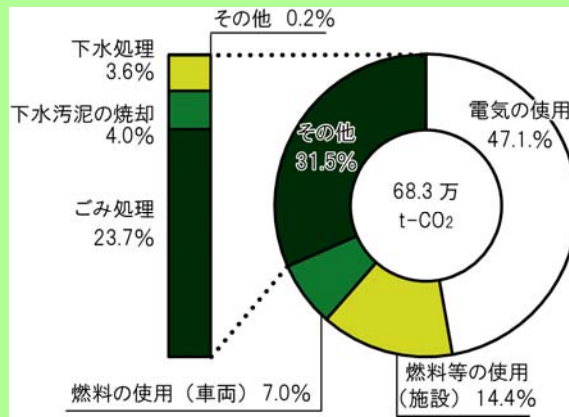
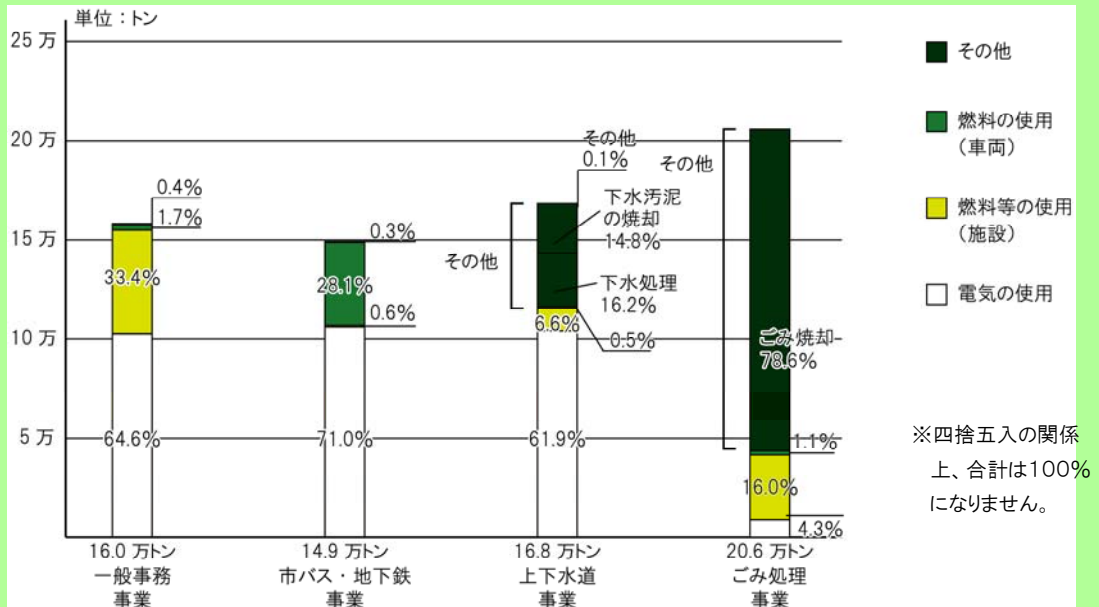


図6 要因別温室効果ガス排出割合



※ 『第4次一般廃棄物処理基本計画』の対象範囲および算定方法に基づき算出すると、ごみ処理事業の温室効果ガス排出量は16.4万トンとなります。

図7 事業別温室効果ガス排出割合

## 資料10 『低炭素都市2050なごや戦略』との比較

### 1 削減割合を比較する年度について

『低炭素都市2050なごや戦略』は、平成2年(1990年)を基準として目標を設定しています。一方、本市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量の算定は平成12年度に開始しています。そこで、比較する年度については『低炭素都市2050なごや戦略』に実績が掲載されており、本市の事務・事業から排出される温室効果ガス排出量の実績も存在する平成17年度から平成32年度までとしました。

### 2 対象範囲と排出係数について

平成17年度における市の事務・事業からの温室効果ガス排出量の実績については、『市内環境保全率先行動計画』の対象範囲において温室効果ガス排出量を試算しました。

また、電力の排出係数については、平成17年度当時および平成21年度の排出係数と平成32年度の試算値を使用して温室効果ガス排出量を算出しました。

その結果、下図のように『低炭素2050なごや戦略』については23%、本市の事務・事業については24%の削減割合となっています。

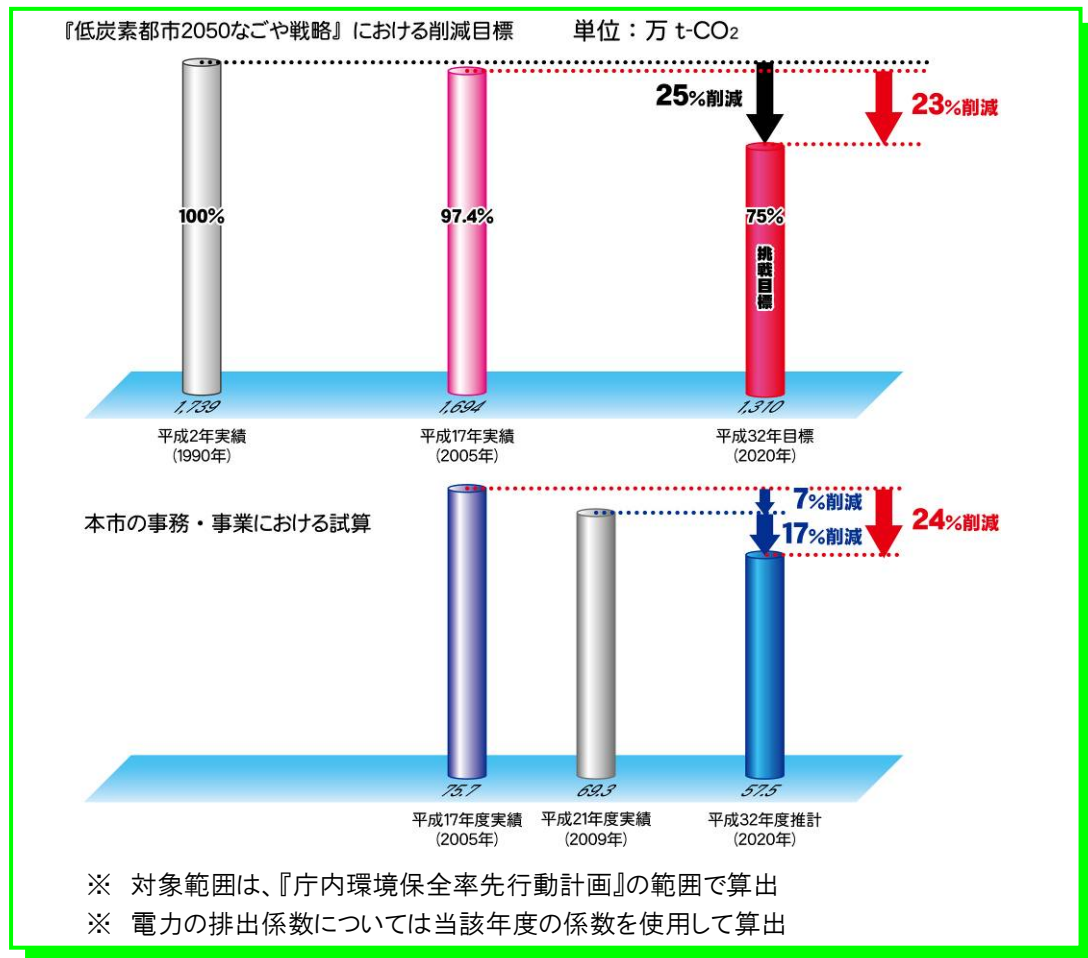


図8 温室効果ガス排出の実績と推計値

## 資料11 名古屋市中期戦略ビジョン

施策37 地球環境を保全する取り組みを行います

成果目標 市の施設における太陽光発電の導入量(累計) 10,000kw(平成32年度)

Take the lead



NAGOYA  
ECO-ACTION  
PLAN

**名古屋市役所環境行動計画2020**

平成23年3月策定  
平成25年9月改定

**問い合わせ先 名古屋市環境局環境活動推進課**

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
電話番号:052-972-2693 FAX 番号:052-972-4134  
E-mail:n-ems@kankyokyoku.city.nagoya.lg.jp

名古屋市役所  
環境行動計画  
2020

(この冊子は再生紙を使用しています)